

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	道定理由	根拠規定
1	しょうがい福祉課	令和8年度 長し福第118号	地域活動支援センターI型基礎的事業委託		長浜市室町396-2	サロン、創作的活動や生産活動、地域啓発等
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	4,765,000円	長浜市烏羽上町68番地1 社会福祉法人 ひかり福祉会	事業の継続性及び従来からの情報の蓄積があるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	しょうがい福祉課	令和8年度 長し福第119号	地域活動支援センターI型機能強化事業委託		長浜市室町396-2	アドバイザー業務、地域ネットワークおよび就労支援システムの構築等
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	4,765,000円	長浜市烏羽上町68番地1 社会福祉法人 ひかり福祉会	事業の継続性及び従来からの情報の蓄積があるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	しょうがい福祉課	令和8年度 長し福第201号	基幹相談支援センター事業委託		長浜市湖北町速水1860	・総合的専門的な相談支援調整の実施、地域の横断的な相談支援体制の構築 ・計画相談支援の進捗管理、長浜米原しょうがい者自立支援協議会の運営
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	35,400,000円	長浜市湖北町速水2 7 4 5 番地 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会	事業の継続性及び従来からの情報の蓄積があるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	しょうがい福祉課	令和8年度 長し福第100号、第125号、第135号	基幹相談支援センター機能強化事業委託		長浜市内 他	湖北基幹相談支援センターの受託者と協働体制を構築し、総合的・専門的な相談支援整備を実施するための整備、地域の相談支援体制を強化するための業務、福祉圏域の事業の実施による地域づくりに資する業務を行う。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1事業者あたり 1,531,000円	社会福祉法人湖北会、社会福祉法人ひかり福祉会、 社会福祉法人滋賀県障害児協会	事業の継続性及び従来からの情報の蓄積があるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5	しょうがい福祉課	令和8年度 長し福第126号	基幹相談支援センター機能強化事業委託		長浜市内 他	湖北基幹相談支援センターの受託者と協働体制を構築し、総合的・専門的な相談支援整備を実施するための整備、地域の相談支援体制を強化するための業務、福祉圏域の事業の実施による地域づくりに資する業務を行う。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	2,200,000円	長浜市湖北町速水2 7 4 5 番地 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会	事業の継続性及び従来からの情報の蓄積があるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
6	しょうがい福祉課	令和8年度 長し福188号	医療的ケア児等コーディネーター配置事業委託		湖北福祉圏域（長浜市及び米原市全域）	保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐことを目的に医療的ケア児等コーディネーターを配置する。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	3,082,000円	滋賀県野洲市北桜978番地の2 社会福祉法人びわこ学園	社会福祉法人びわこ学園は平成26年に重症心身障害者通所施設設えがおを聞所され、湖北圏域の医療的ケアが必要な方への支援を通じた支援方法や圏域の情報の蓄積、関係機関とのネットワークの構築がなされているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
7	しょうがい福祉課	令和8年度 長し福8号	長浜市重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業委託		長浜市内 他	在宅で生活する医療的ケアが必要な重症心身しょうがいのある者及び児童が医療型短期入所等を利用する際の遠距離送迎に伴う介護者及び当事者の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに経済的支援を行う。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	事業半価 別添のとおり	長浜市末広町2 4 0 - 1 7 9127118 2F-A号 株式会社かすたねっと	移送中、車内での医療的ケアの提供が可能な民間救急事業者がなく、代替できるサービスを提供できる事業者が存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8	しょうがい福祉課	令和8年度 長し福第2号	長浜市しょうがい者等日中一時支援事業委託		長浜市内 他	心身にしょうがいのある者・児童に対して、日中における活動の場を確保するとともに社会生活力を高めるための訓練等を実施し、生きがいを高めること及び家族等の一時的な休息を提供し、生活の支援を図る。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	事業半価 別添のとおり	35事業所	要綱に基づく事業の実施について届出のあった事業者について、事業内容を確認のうえ委託。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
9	しょうがい福祉課	令和8年度 長し福第3号	長浜市しょうがい者等移動支援事業委託		長浜市内 他	屋外での移動が困難な心身に障害のある者・児童に対して、外出のための介護を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進する。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	事業半価 別添のとおり	27事業所	要綱に基づく事業の実施について届出のあった事業者について、事業内容を確認のうえ委託。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
10	しょうがい福祉課	令和8年度 長し福第4号	長浜市しょうがい者訪問入浴サービス事業委託		長浜市内 他	この事業を利用しなければ入浴が困難な在宅の身体しょうがい者に対して訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図る。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	事業半価 介護保険法の規定による基準により算定した訪問入浴介護に係る費用の額	4事業所	要綱に基づく事業の実施について届出のあった事業者について、事業内容を確認のうえ委託。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

【別添】

連番7

事業単価	
医療系車両運賃	ストレッチャー及び医療器材を利用した移送に係る運賃料金 (1) 初乗り料金 時間制の場合は1時間以内5,960円 距離制の場合は15キロメートル以内5,960円 (2) 加算料金 時間制の場合は30分ごとに2,340円加算 距離制の場合は7.5キロメートルごとに2,340円加算
介護系車両運賃	車イスを利用した移送の額に係る運賃料金 (1) 初乗り料金 30分以内は2,570円 (2) 加算料金 30分ごとに2,570円を加算
介助料	看護師 4,400円/時間 介護職 3,300円/時間 救急救命士 3,850円/時間
有料道路通行料	移送に係る有料道路使用料(利用者の実費負担分を除く)
酸素加算	酸素流量(L)×11円/分
初回調整費	事業実施前に利用者の居宅を訪問し、利用者の生活状況等の調査費 1会計年度につき利用者1人当たり1回10,000円

連番8

時間区分	事業単価	加算区分Ⅰ	加算区分Ⅱ	医療ケア加算	入浴加算	専門職員加算
1単位(1時間以上3時間以下)	2,200円	1,100円	440円	4,900円	1,100円	300円
2単位(3時間を超えて6時間以下)	1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 330円	1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 160円	1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 65円	1単位時間区分の金額に、30分を超えるごとに、次の金額を加算した額 790円		
3単位(6時間を超えて9時間以下)						
4単位(9時間超)	6,200円	3,100円	1,240円	14,400円		
備考 1 対象者が未就学児の場合又は学齢児(高校生を含む。)で行動援護対象若しくは重症心身障害児として福祉事務所長が認定した場合は、各時間区分の事業単価に加算区分Ⅰの金額を加算する。 2 対象者が学齢児(高校生を含む。)の場合又は18歳以上で行動援護対象若しくは重症心身障害者として福祉事務所長が認定した場合は、各時間区分の事業単価に加算区分Ⅱの金額を加算する。ただし、加算後の金額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。 3 対象者が、吸引・吸入、人工呼吸器による呼吸管理又は経管栄養等の医療ケアを常時必要とする福祉事務所長が認定した者に対して当該医療ケアを実施した場合は、各時間区分の事業単価に医療ケア加算の金額を加算する。 4 対象者が自宅で入浴するのが困難であると福祉事務所長が認定した者に対して福祉事務所長が認める範囲内で入浴サービスを提供した場合は、入浴加算の金額を加算する。 5 サービスを提供する事業所に看護師又は保育士を配置し事業を行った場合は、各時間区分の事業単価に専門職員加算の金額を加算する。						

連番9

身体介護を伴う場合の事業単価					
事業実施時間	従事者対利用者の割合				
	1対1	1対2	1対3	1対4	1対5
30分以下	2,540円	1,520円	1,140円	890円	760円
30分を超え1時間以下	4,020円	2,410円	1,810円	1,410円	1,210円
1時間を超え1.5時間以下	5,840円	3,500円	2,630円	2,040円	1,750円
1.5時間を超え2時間以下	6,670円	4,000円	3,000円	2,340円	2,000円
2時間を超え2.5時間以下	7,500円	4,500円	3,380円	2,630円	2,250円
2.5時間を超え3時間以下	8,330円	5,000円	3,750円	2,920円	2,500円
以後30分を超えるごとに	830円	500円	370円	290円	250円
身体介護を伴わない場合の事業単価					
事業実施時間	従事者対利用者の割合				
	1対1	1対2	1対3	1対4	1対5
30分以下	1,050円	630円	470円	370円	320円
30分を超え1時間以下	1,970円	1,180円	890円	690円	590円
1時間を超え1.5時間以下	2,760円	1,660円	1,240円	970円	830円
1.5時間を超え2時間以下	3,460円	2,080円	1,560円	1,210円	1,040円
2時間を超え2.5時間以下	4,160円	2,500円	1,870円	1,460円	1,250円
2.5時間を超え3時間以下	4,860円	2,920円	2,190円	1,700円	1,460円
以後30分を超えるごとに	700円	420円	320円	250円	210円
(注) 1 30分未満の端数がある場合は、切り上げる。 2 午前6時から午前8時までの時間帯にサービスを実施する場合は、該時間帯の事業単価に25%に相当する額(10円未満切捨て)を加算する。 3 午後6時から午後10時までの時間帯にサービスを実施する場合は、該時間帯の事業単価に25%に相当する額(10円未満切捨て)を加算する。 4 午後10時から午前6時までの時間帯にサービスを実施する場合は、該時間帯の事業単価に50%に相当する額(10円未満切捨て)を加算する。 5 サービスを提供する職員自らが車両を運転して行う移送行為中の時間については、事業の算定対象としない。 6 同時に2人の従事者が1人の利用者に対してサービスを実施する場合は、それぞれの従事者が行うサービスにつき事業単価を算定する。					